



税務情報

電子帳簿保存法 ― 電子取引に係る経過措置を定める改正省令の公布

12月27日、官報第645号において以下の改正省令が公布されました。

■ [電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令](#)

2021年度税制改正により、2022年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録より出力書面等による保存措置は廃止され、検索機能の確保等の保存要件を満たす形でその電磁的記録を保存しなければならないこととされました。そのため、これまで電子取引の取引情報に係る電磁的記録について出力書面等の保存を行ってきた保存義務者からは、この改正に対応するためのシステム構築に必要な準備期間や、改正後の要件を満たせない場合における青色申告の承認の取消しへの懸念等の観点から、宥恕措置の整備を望む声が挙がっていました。

これを受け、12月24日に閣議決定された「[令和4年度税制改正の大綱](#)」(PDF 521.8KB) P.76「(8) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備」では、2022年1月1日から2023年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引について、一定の要件を満たす場合には出力書面での保存を認める経過措置を講じることが示されていました^(*)。

今回公布された改正省令は、この経過措置を定めるもので、2022年1月1日から2023年12月31日までの間、納税地等の所轄税務署長が財務省令で定めるところに従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が国税に関する法律の規定によるその電磁的記録を出力することにより作成した書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限られます。)の提示又は提出の要求に応じることができるようにしているときは、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとされています。

^(*) 税制改正大綱には、本経過措置の適用については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、引き続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することも付記さ

れています。これらの概要は、KPMG Japan Tax Newsletter [「2022年度
税制改正大綱」](#)（2021年12月16日発行）にてお知らせしております。

KPMG 税理士法人
info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.